

「殺処分」がなくなる根本原因は「狂犬病」予防利権。違法行為が通常業務と化している「行政」の動物虐待行為の本質は経済事件であり、警察によるメスが不可避である。 野中龍彦 記

2018年、衆議院会館で行なわれた、「動物愛護管理法改正に向けて」と題された院内集会においては、犬猫「殺処分ゼロ」の実務は一般市民やボランティア団体に実質、無償で丸投げされている事が報告された。更に本来、動物保護施設である筈の行政の「動物愛護センター」等の実態が動物の殺害施設であり、「意味不明の殺処分」等、明らかな動物虐待行為が日常茶飯事と化している事も全国共通の問題である事も確認された。その様な中、長年、犬猫の殺処分問題に取り組み、その実態を十二分に知っている筈の熊本県選出、松野頼久衆議院議員は、市民による悪質な熊本県の動物虐待行為への告発に対し、「よちよち歩きの（動物愛護）の意識が低いという意味か？）行政の足を引っ張るのは如何なものか？」との驚くべき発言をしている。松野議員は一体、誰の代弁者か？発言の真の目的は何か？説明する必要がある。

野良犬を必要とする、「狂犬病」予防ワクチン利権／年間150億円の「狂犬病」ワクチン利権を支える年間推定額50億円の「殺処分」費用

違法な犬猫の「殺処分」を強行する「狂犬病利権複合体」

☆卑劣な「政治力」により「動物愛護管理法」の実効力を排除☆

①獣医師会＋ワクチン会社 犬の「狂犬病ワクチン」接種 150億円

化血研関係者による立法、「野良犬、放浪犬」を根拠にワクチンを義務づけ

②「殺処分」利権 都道府県等の「全国動物管理関係事業所協議会」50億円

「狂犬病予防法の規定で3日で殺処分できる」=有り得ない偽情報

「狂犬病予防法」制定後、犬3000万頭、猫1000万頭を「殺処分」

全国的な「殺処分」数の架空計上疑惑

③「動物愛護の啓発」利権

保護実態のない「動物愛護推進」、偽情報の発信（因果関係の摺り替え）。

1、「狂犬病予防法」とワクチン会社、化血研の関係

筆者が「動物行政」の異常性に気付いたのは平成10年頃で、それ以降、断続的に調査し、その違法

性と犯罪性を指摘してきたが、それは「狂犬病予防」の一つの柱とされる犬の捕獲処分行為に起因するものであった。毎年、接種が義務づけられている「狂犬病」予防ワクチンの製造元が熊本のワクチン会社である化血研であり、同社が「狂犬病予防法」の成立に係っている事が分かったのは最近の事である。

化血研問題に関する報道は多くあるが、同会社は「存続は許されない」と事実上、政府から解体命令が出されている会社である。同社の不正製造問題を検証した平成27年11月25日の「一般財団法人化学及血清療法研究所第三者委員会」による報告書によると、「化血研は1945年12月、熊本医科大学教授太田原豊一博士の首唱により、戦前熊本医科大学に、ワクチン、抗血清、診断抗原等の製造・供与を目的に設置されていた実験医学研究所を母体として、熊本市米屋町にて設立された。1950年に動物用医薬品の製造を開始して、1953年には血液センターを開設して九州各地で血液銀行を運営し、救急医療に貢献した。1966年には血漿分画製剤の製造を開始し、1980年、静注用人免疫グロブリン製剤である「ベニロン」を発売した。1988年には純国産技術で製造された遺伝子組換え医薬品第1号となる遺伝子組換えB型肝炎ワクチン「ビームゲン」の製造を開始した。その後、2010年4月に公益法人制度改革に伴い一般財団法人に移行し、現在に至っている。」との説明がある。

1950年（昭和25年）に製造を開始した動物薬とは正に「狂犬病」予防ワクチンだが、昭和25年に制定された「狂犬病予防法」は熊本県の衆議院議員である原田雪松氏によって議員立法されている。同氏は昭和24年に衆議院議員に当選し、熊本県獣医師会初代会長、日本獣医師会副会長に加え、財団法人化学及血清療法研究所顧問であった。同案の草案は厚生省畜産局の技官、田中良夫氏（後に日本獣医師会顧問、埼玉県獣医師会名誉顧問）が作成。そして同年の「狂犬病多発」を理由に「スピード立法」している。

「化血研50年史」には「化血研の動物用ワクチンへの進出は、京都ジフテリア事件（昭和23年11月日）を教訓として、人体用ワクチンに次ぐ2つめの柱を築こうとしたことに端を発する。当時業界を指導していたGHQの担当官の了解をとりつけ、人獣共通伝染病である狂犬病ワクチンから研究製造が進められていった。このワクチンの製造申請は昭和24年12月になされ、翌年11月承認となっている」との記述がある。そしてまるで計画されたように「狂犬病」が多発するのもこの時期からである。GHQに製造を打診したのは当時、製造部長であった六反田藤吉氏で、後に「化血研のゴッドファーザー」と呼ばれ、「狡兎三窟」（賢いウサギは三つの穴を用意して、危機が迫った時にはどれかの穴に逃げ込む）という教えを提唱した人物である。それは社会的責務を背負ったまともな者が考える言葉とは到底思えない。

米軍占領下で 総指令部公衆衛生福祉局長を勤めた C.F. サムス氏はその回顧録の中で「熊本の会社が自分の金を一円も使わずに、GHQの指示で日本政府が徴発した建物、設備、家畜を使ってビジネスを始め、

ワクチン販売で利益を得、金持ちになっていた」とし、同社の金儲けの手法を一笑に付していた。GHQにも閉所命令を出された曰く付きの会社、現在でも「常軌を逸した捏造体質」を指摘されている会社の「関係者」が「立法の労を取った」のが「狂犬病予防法」であり、獣医師会が独占的に扱う「狂犬病ワクチン」がであり、前記の化血研問題でも不正製造が確認されているものである。熊本県獣医師会のホームページでは『狂犬病』撲滅の立役者」として原田雪松氏が紹介されており、化血研のホームページにリンクが記載されているが、その関係性はあまりに露骨ではないか。

日本獣医師会は平成15年4月17日年、「狂犬病予防注射に関する新聞掲載意見について」という地方獣医師会長への通知文書を送っている。日本獣医師会と厚労省、「狂犬病予防研究の権威」が「狂犬病」ワクチンの無意味性を指摘する者に反論するという内容である。

”本年3月27日付けの朝日新聞朝刊「私の視点」（別添1）に、長野県下の診療医師・加沼戒三氏の「狂犬病 無駄な予防接種をやめよ」と題する意見が掲載されましたが、その内容は、狂犬病侵入の危険性を指摘しつつも、予防対策の要となる予防注射による免疫賦与が無意味であるかのごとき主張に代表されるとおり、論旨の多くが適正を欠くといわざるを得ないものでありました。

本件の取り扱いについては、本会と厚生労働省との間で協議した結果、先ず狂犬病研究の第一人者の方から純学術的観点から当該意見について論評していただくのが適切との判断のもと、関係者と協議してきましたが、その結果、今般、4月17日付け同紙の同コラムに岐阜大学教授・源 宣之氏の反論「狂犬病 予防注射は有効な保険だ」が掲載されました（別添2）ので、取り急ぎお知らせいたします。

現在、各地方獣医師会におかれては地方公共団体からの委託等を受け、会員獣医師の協力のもと狂犬病集合予防注射を鋭意実施されているところでありますが、今後とも、狂犬病予防対策の円滑な推進につきまして、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。”

（別添1）

平成15年3月27日 朝日新聞 朝刊35面

私の視点 ◆狂犬病 無駄な予防接種をやめよ

加沼戒三（長野県美麻村国民健康保険診療所医師）

春になると憂鬱な気分させられる。医学的に無意味でありながら、「20万円以下の罰金」の力を背景に強制される、狂犬病の予防接種が始まるからである。全国約550万ともいう犬の飼い主が、この予防接種で負担させられる金額は年に200億円にも及ぶ。

狂犬病は人畜共通のウイルス感染症だ。犬に自然に発生するものではなく、感染源となる動物がいない限り被害は起きない。国内では70年以降、人及び犬を含む家畜、野生動物に狂犬病の発生はなく、ウイル

スは存在しない。

にもかかわらず、なぜ毎年、犬にワクチンの接種をしなければならないのか。現に、狂犬病のない英国、アイルランド、北欧諸国ではこうした措置はとっていない。それどころか豪州とニュージーランドでは禁止されている。接種を強制する国は、ウイルスが犬や野生動物に存在する国・地域に限られるのである。

日本の場合、危険なのは犬ではなく、海外から輸入されるすべての哺乳類だ。しかし、現在の検疫制度は狂犬病の防止には無力とっていい。感染のおそれのある動物が無検疫で大量に輸入されているからだ。

最も危険とされるコウモリもそうだ。米国では犬と同等の危険性があると警戒されているフェレットも、年間1万5千頭以上が検疫なしで国内に入ってきている。「万全な対策をとっており、国内発生はあり得ない」とされた BSE（牛海綿状脳症）があっさり侵入したように、狂犬病の「上陸」は現在の検疫制度下では十分ありうるのだ。

海外で狂犬病に感染する危険性について十分な考慮がされていないのも、日本の特徴である。ウイルスをもつ犬や猫、猿などに渡航先でかまれる危険性は決して小さくない。海外渡航者へのワクチン接種こそ必要なのに、実際に受ける人は少ない。世界で広く行われている WHO 方式では接種は1カ月で終了するのに、日本は別方式を採用しており、最短でも半年かかることも一因といえる。

もちろん今では、狂犬病に感染したとしても有効な治療法が確立しており、早期に診断・治療を受ければ治療は可能である。しかし日本では抗狂犬病免疫グロブリンが認可されていないため、十分な治療はできない。感染している動物にかまれた後に帰国し、現地にとどまっていれば可能だった治療を受けられないまま発病、そのまま死亡する。そんな危険性もある。

改めて思うのは、日本における「犬文化」の貧弱さである。補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の少なさもその一例だ。なるほど昨年10月に身障者補助犬法が施行され、公共施設への同伴入場などが可能になった。だが、日本では盲導犬は900頭にみたく、聴導犬にいたっては20頭程度しかいないとされる。翻って米国で活躍する聴導犬は4千頭という。

1頭育成するのに200万円程度かかるとされる盲導犬や聴導犬を欧米並みにするには多額の資金が必要だ。無意味な狂犬病予防接種をやめ、そこに投じられてきた費用を補助犬育成にまわしてはどうか。ハンディを負う人々に希望を提供できることになる。それをこそ「豊かな社会」と言うのではないだろうか。

(別添2)

平成15年4月17日 朝日新聞 朝刊12面

私の視点

◆狂犬病 予防注射は有効な保険だ

源 宣之（岐阜大学教授（人獣共通感染症学））

3月27日付「私の視点」で、狂犬病について加沼戒三氏は「無駄な予防注射はやめるべきだ」と主張しているが、反論したい。

狂犬病は、日本では56年のイヌ、57年のネコを最後に、58年以降は発生していない。世界でも数少ない清浄国と言えるのは、ワクチンの接種など、さまざまな対策をしてきた先人の努力の賜だ。だが、最近も発生してもおかしくない状況がある。「予防注射は無駄」とはいえない。

狂犬病は、人を含めたすべての哺乳類がかかる。発病すると悲惨な神経症状を示した後、100%死亡する。地球上で最も危険なウイルス感染症だ。

日本の近隣各国を含めたアジア、アフリカ、北中南米、欧州などで狂犬病は現実には発生している。人の発病死は、年間3万3千件と報告されているが、実数は十数万とも見られる。狂犬病を発生していない日本、英国、豪州などは例外といえる。

感染から発病までの潜伏期間は平均1~2カ月間で、その間の診断は不可能だ。突然発病して1週間から10日で死に至る。人に対する有効な治療法は、動物にかまれた後、できるだけ早くワクチン注射をすることしかない。抗狂犬病免疫グロブリンを併用すれば、治療効果が高まるが、日本にはほとんどない。

狂犬病の発生防止対策は大きく分けて二つある。一つは英国や豪州などで取られている水際作戦で、動物検疫の厳密実施だ。この場合、国内のイヌには予防注射をしないが、入国するイヌには免疫獲得の事前確認が必要になる。野生動物は輸入が禁止される。

だが、病原体が検疫をすり抜けた場合は大打撃を受ける。最近、英国や豪州で、狂犬病にきわめて近いリッサウイルスが入り込み、感染症を起こしていることが明らかになっている。

もう一つは、日本のように動物検疫と国内でのイヌの予防注射を併用することだ。動物検疫は英国や豪州ほど厳しくなく、日本ではイヌ、ネコ、キツネ、スカンク、アライグマが対象で、他の野生動物はフリーパスだ。病原体の侵入を許す危険性はあるが、最も人に感染させやすいイヌに免疫をつければ、国内の流行は阻止できる。

狂犬病は日本では大正時代、年間3千件以上発生していたが、22年からイヌへの予防注射を徹底すると、約10年間で撲滅寸前にまで抑えた。だが、戦時中に対策がおろそかになると、戦後は年間約1千件に激増。50年に現行の狂犬病予防法が制定され、予防注射拡大の結果、7年で撲滅した。その有効性は証明済みだ。

狂犬病ウイルスやリッサウイルスが日本に侵入する可能性は高まっているといえる。その理由は(1)近隣各国を含め世界での発生が減っていない (2)多数の愛玩用野生動物が検疫なしに輸入されている (3)不法に入る動物が年々増加している、などである。

日本では、家畜への検疫が厳密だったにもかかわらず、00年に宮崎市で口蹄疫が92年ぶりに発生した。水際作戦の難しさを物語る出来事だと言える。

万一狂犬病が日本で発生した場合、口蹄疫や牛海綿状脳症(BSE)の発生時とは比べられないほどの大混乱と経済的負担が起きるだろう。イヌの飼い主が1年に1度、予防注射に約3千円払うのは、大パニックに対する保険だと思えば、そう高い代価ではない。”

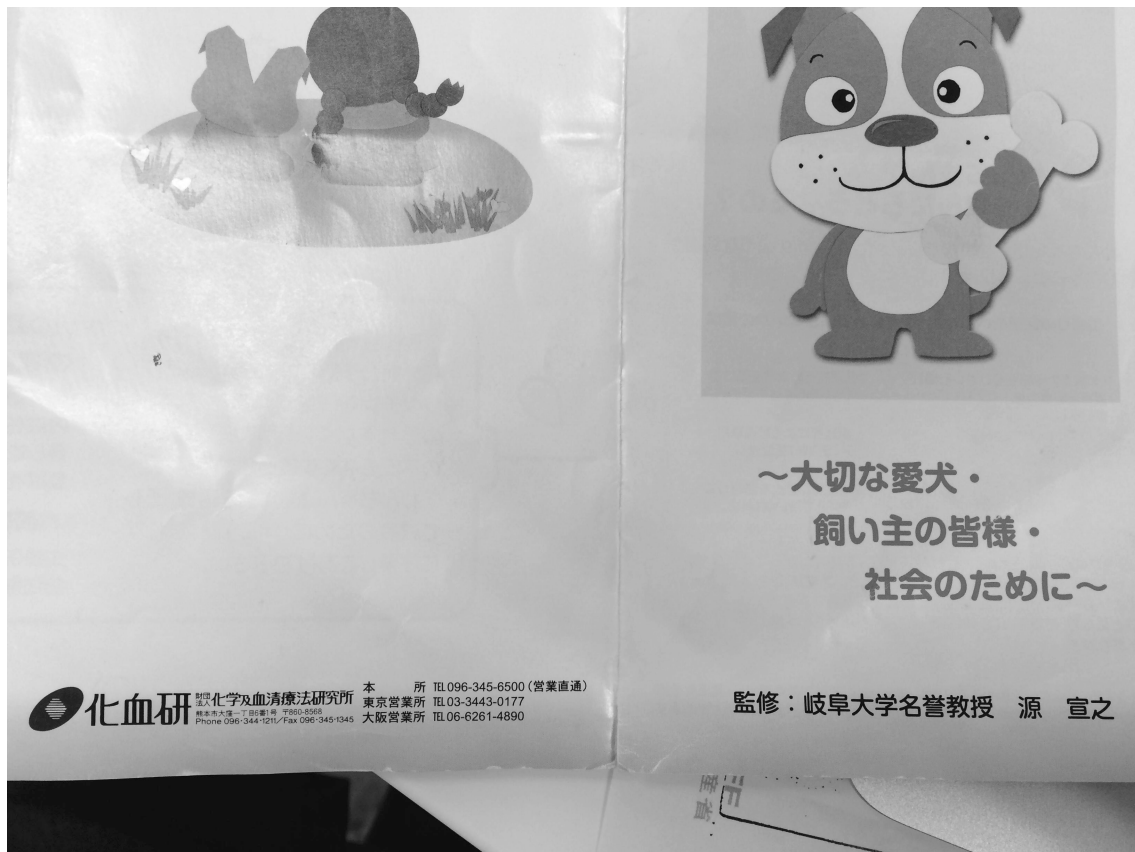
日本獣医師会と厚労省が『狂犬病研究の第一人者』とする、源宣之氏はまず、「日本が世界でも数少ない清浄国と言えるのは、ワクチンの接種など、さまざまな対策をしてきた先人の努力の賜だ」と主張している。しかし、連合軍最高司令官、保健福祉課の獣医師であるビーチウッド氏は昭和26年2月19日付けの「記録の為のメモ」中で兵庫県の例を挙げ、「兵庫県の狂犬病対策プログラムの調査では、野良犬の撲滅と、予防接種の両方の対策とも執行力が弱いことを示していた。これは、兵庫県公衆衛生研究所が狂犬病ワクチンの製造事業に携わっており、日本国内の全供給量の3分の1を生産しており、この収益性の高い（儲かる）事業をさらに拡大しようとしているという点は、驚くべきことである。（GHQの）獣医課では、兵庫県保健局が商業的な事業に入れ込むのでは無く、もっと狂犬病の管理に関心をもち、（その対策に）エネルギーを投入するよう強く勧告している。」と記し、その金儲け目的の「狂犬病対策」が指摘されている。

更に「海外で狂犬病に感染する危険性について十分な考慮がされていないのも、日本の特徴である。海外渡航者へのワクチン接種こそ必要なのに、実際に受ける人は少ない。世界で広く行われているWHO方式では接種は1カ月で終了するのに、日本は別方式を採用しており、最短でも半年かかることも一因といえる。」との加沼戒三氏の疑問に答えていない。狂犬病の危険に対し、何故、海外渡航者への非現実的な化血研製のワクチンによる「別方式」が取られているのか？「抗狂犬病免疫グロブリンを併用すれば、治療効果が高まるが、日本にはほとんどない」のは何故か？「狂犬病研究の第一人者」である、源氏は答える必要がある。

公正取引委員会は平成18年9月29日付で、埼玉県獣医師会に対し、「平成18年度以降に埼玉県の区域内の市町村が委託する集合狂犬病予防注射について、専ら自らが同市町村と契約を締結して実施するため

① 平成17年9月30日に開催した理事会において、専ら自らが埼玉県の区域内の市町村と契約を締結して実施していく旨の決議を行い、決議に従わない会員に対し埼玉県獣医師会から除名することとなる旨を通知すること等により、会員が独自に同市町村と契約を締結することを不当に制限していた

② 狂犬病予防注射で使用するワクチンの販売業者及び資材の販売業者に対し、独自に契約を締結して集合狂犬病予防注射を実施しようとする会員と取引しないよう要請することにより、不当に、これらの販売業者に、会員に対する当該ワクチン及び資材の取引を拒絶させるようにしていた疑い。」との警告を行なっている。「狂犬病」予防とは名ばかりで不当な行為を行なう獣医師会の本質が分かる。



図：化血研が作成した「狂犬病について考えてみよう」と題されたパンフレット

2、「狂犬病」と「野良犬」

日本における「狂犬病」ワクチン注射の根拠は「野良犬、徘徊犬」である事は、成7年頃に書かれたと思われる、岡本嘉六氏、坂本 紘氏（鹿児島大学農学部）による、「狂犬病予防接種は何故必要か」と題する文中でも確認できる。

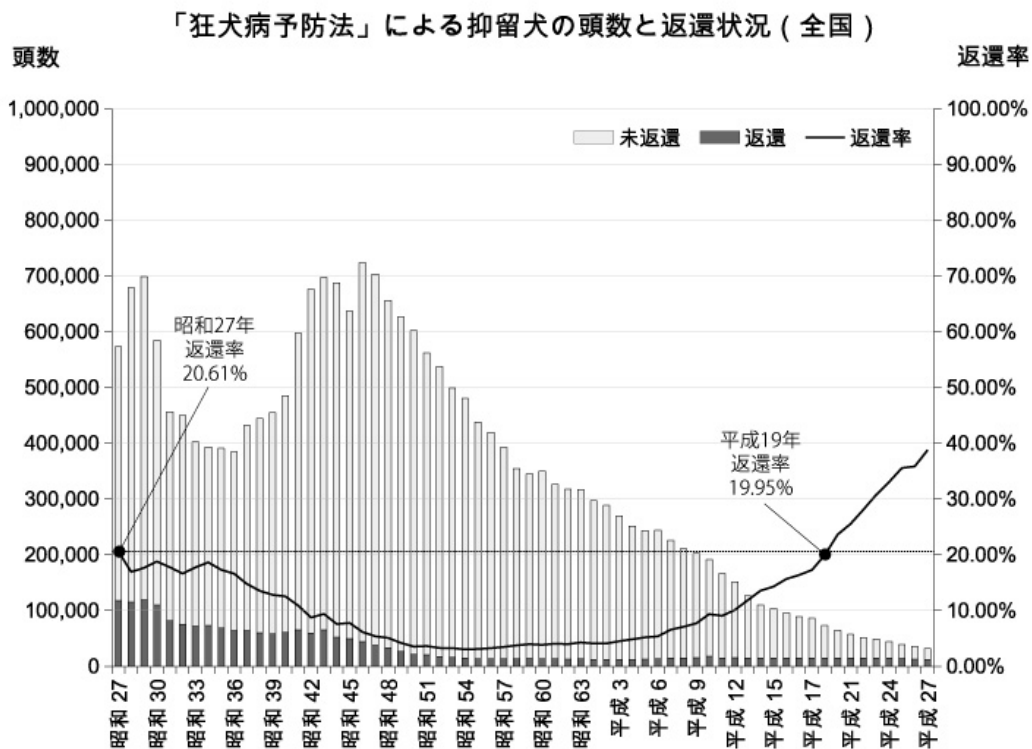
両氏は「予防接種は動物福祉である」とし、「狂犬病の流行時に予防接種を受けていない野犬を捕獲し、殺処分することは当時から50年経った現在でも、この先50年経った後でも変ることのない基本的な防圧対策である。動物福祉が当時より重要視されている時代にこのような事態になったら、どうなるだろうか？『人命か動物福祉か』といった不幸な二者択一を議論するより、『人命も動物福祉も』守るために、狂犬病の予防接種は励行しなくてはならない。」

更に、「日本での登録犬数は410万頭余で、そのほとんど全てが狂犬病予防接種を受けているが、放浪犬として捕獲・処分されている年間25万頭余は未接種とみられる。放浪犬が増加し、山に放たれているものも多い現況では、家庭で飼育している犬のほとんどが予防接種を受けないと、狂犬病の侵入があった時に流行を未然に防ぐのに十分な接種率を維持できない」

また、「(狂犬病の) 予防接種を禁止しているのは、イギリス、アイルランド、スウェーデン、ニュージーランド、シンガポールの5ヵ国である。これらの国は動物福祉の先進国であり、イギリスの例を挙げたように市民の理解と協力体制が確立している。このような条件下では、免疫のない方が侵入した病気を早く発見できるとも考えられる。野犬、野良猫が放浪している日本では、我々が発見する前にこうした感受性動物の間に狂犬病が蔓延してしまう危険性が高いと考えられる。狂犬病の侵入をどのようにして防ぐのかは、人と動物の関係がどういう状態にあるか、ということに立脚している」と説明している。

「予防接種を禁止している国は動物福祉の先進国」ならば、予防接種が義務化されている日本の状況は、「動物福祉の後進国」となるが、「予防接種は動物の福祉」とは如何なる目的と思考回路に基づいた文なのか？

両氏が「狂犬病」予防ワクチン接種の必要性を説く根拠は捕獲処分された、年間25万頭余りの「放浪犬」という事であるが、平成6年の厚労省によるデータでは、捕獲犬頭数は約24万頭5千頭、その内、返還されたのは僅か5%の1万3千頭に過ぎない。この数字は「狂犬病予防法」が施行された直後、昭和27年の返還率20%を遥かに下回っているが、戦後の混乱期より低い犬の返還率は異常である。



3. 動物保護を排除し、運転される「ドリームボックス」(殺処分機)は利権維持装置。

人里離れた場所にあり、実態不明のブラックボックスになっている「犬の抑留処分施設」で収容犬を僅か2日という短期間で殺してきた目的、動物の処分は「殺処分」という「認識」をまかり通させてきた狙いは「徘徊犬」の創出に他ならない。飼い犬と分かっている場合でも殺してしまえば、「放浪犬」として処理が出来る、狂犬病原因として捏造できるからである。「狂犬病予防法」制定後、犬の「抑留処分施設」で「処分」されたと報告されている、犬の数は60年余りで約3000万頭を越えている。

登録犬における年間の死亡届け出頭数の60年分という膨大な数字を計上した、「動物管理業務」だが、行政の「狂犬病予防員(獣医師)は自らが運営する、民間業者「動物管理センター」等に犬猫の処分業務を委託するビジネスモデルを構築し、『全国動物管理関係事業所協議会』を組織。違法な動物殺戮行為を通常業務として日本に定着させている。

この組織の動物の処分の定義は殺害であり、動物管理業務を動物処分業務とし、本来の動物保護をボランティアとして位置付けている。(動物保護費用を殺害費用に使用。)これが社会問題となって久しい、日本の「殺処分」問題である。

「動物愛護管理法」では一定数の犬猫の管理を行なう者はボランティア団体でも動物取扱事業者の届け出が必要だが、『全国動物管理関係事業所協議会』は無届け、違法な事業所の「協議会」である。(そのルーツは明治時代における犬の「抑留処分」施設と民間の犬の捕殺業者。)

更に、前述の違法な動物殺害業務を勝手に、都道府県等の施策として位置付け、反対する者を排除してきたのがいわゆる、「有識者」である。平成12年11月30日の総理府動物保護審議会、動物愛護推進員・協議会活動等専門委員会添付資料①において、「都道府県等の犬及びねこの引き取りに係る殺処分等の施策に基本的に反対している者などこの動物愛護推進員の任務を果たすことが困難と考えられる者は同推進員への委嘱はできないと考えられる。したがって、都道府県等の施策に基本的に反対している団体は動物愛護推進員の推薦母体となることは困難と考えられる。」という、露骨な文書が残っている。出席者の以下の通りだが、その内2人は前出の『全国動物管理関係事業所協議会』の代表とも言える。

○動物愛護推進員・協議会活動等専門委員会

座長 杉山公宏(財)日本動物愛護協会常任理事

委員 藏内勇夫(社)日本獣医師会理事

兵藤哲夫(社)日本動物福祉協会理事

池澤聖明麻布大学前事務局長・元総理府動物保護管理専門員

黒田誠 神奈川県衛生部生活衛生課長

沼田一三 兵庫県県民生活部生活衛生課課長補佐

平成19年には狂犬病予防法を管轄する厚労省が「狂犬病予防法における動物の処分の定義とは殺処分に限るものではない」との「異例」の指導文書を自治体に通知する事態になっているが、当然の帰結である。(同時に環境省は犬猫の引取りに係る措置要領を書き換えて、抜け穴を用意)

筆者らが「動物行政」の異常に気付いたのは平成10年に自宅の犬が失踪した事件からであったが、その後の調査で宮崎県の衛生管理課らは実務の窓口である保健所毎に1割以下の返還頭数を設定している事が判明している。批判や違法性を散々指摘されながら、批判逃れの嘘と表面上のガス抜き行為的な「改善」しかせず、犬猫の「殺処分」施設維持に拘泥するのは、その方がメリットがあるからである。それは狂犬病予防ワクチンの販売で、野良犬、徘徊犬がいなくなれば、「狂犬病」蔓延の根拠を失ってしまうという事である。年間150億円の「狂犬病」ワクチン接種を支えるのが、年間推定額50億円の違法な動物処分業務と言える。

GHQ から閉所命令が出され、初代所長の太田原豊一氏は追放処分となるものの化血研はしぶとく存在し続け、現在に至る。尚、太田原豊一氏、後述する5代所長、六反田藤吉は悪名高い熊本の「無らい県運動」(1930年代(昭和5年以降)の日本で、癩病患者を摘発し、癩病患者施設に強制収容させて、「県内から癩を無くそう」という目的で行われた社会運動)。に係った人物としても名が上がっている。公益財団法人日弁連法務研究財団による、「ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書」の「第五 らい予防法の改廃が遅れた理由」では一強制隔離の強化拡大の理由と責任—1953(昭和28年)の「らい予防法」で患者の強制隔離が強化拡大された事について、

「1953年(昭和28年)らい予防法は、法律制定の基礎に関わる社会的、経済的、医科学的事実、すなわち立法事実のもと存在しない法律であった。既に、アメリカにおける1943年のプロミン開発後、日本でも戦後間もなくプロミン等による治療が開始され、1947年以降日本らい学会でプロミンの有効性が次々と報告され、1949年にはプロミンが予算化されるなど、ハンセン病が、治せる病気、早期発見により後遺症の残らない病気になりつつあり、また、外来治療でも対応できる可能性も広がりつつあった。一方、1947年の新憲法施行以降の状況を概観すれば、楽泉園『特別病室』重監房患者虐待問題、1951年国立三療養所長発言の医科学的信憑性の問題、1951年以来の患者・入所者によるらい予防法制定反対闘争、衆議院議員長谷川保の質問等、法案の内容と明らかに矛盾している。にもかかわらず、1953年法の内容は、国家無責任の原則に従い、厚生省および国立療養所長医師らの力で、1907年法、1931年法、国立療

養所等の既成事実を強引に維持・強化したものである。立法事実を欠く法律の改廃が何故 1996 年まで遅れたのか。様々な要因が絡み合っているが、最も基本的な理由は、厚生行政が、差別偏見の根本問題を等閑に付し実利的な観点のみに立ち、患者・入所者の処遇改善のためには現行法のままの方が政策上有利と位置付けたこと（強制隔離と処遇改善の「表裏一体論」）、および国立療養所中心主義が厚生省とらい学会に既得権を与えていたことにあると思われる。」との記述がある。

昭和 25 年に制定された「狂犬病予防法」は大正 11 年の家畜伝染病予防法から犬のみを切り離し、立法趣旨の説明において「元来狂犬病は犬の疾病である」と文字通り「犬の狂犬病」＝「狂犬病」であるかのような偽証まがいの答弁から始まり、明治から続く犬の捕殺を強化し、年に 2 回の飼犬へのワクチン義務を課したものであった。同法が施行されてから 60 年余りで「狂犬病予防法」の「抑留施設」で殺されたとされる、犬の報告数は 3000 万頭に上っているが、「動物保護管理法」が制定された昭和 48 年以後も、動物の「処分」が「殺処分」と短絡され、国内に「狂犬病」が発生していない現在でも「狂犬病予防」を口実に、漫然と殺戮行為が横行している背景に「らい予防」の名目で患者らの強制収容に拘泥した既得権益集団との共通点が多い。「狂犬病予防法」の真の目的は「狂犬病予防ワクチン販売」を金儲けの手段として採用した、ワクチン会社と結託した獣医師会、行政による経済的利益追求である事は明白である。行政による「止むを得ない殺処分」など完全なフィクションという事だ。

「わが国における畜犬の飼育登録数は、百五十三万六千頭であります。実数はこれに数倍すると言われております。ほとんど一顧の価値もない駄犬にさえ深い愛着を覚える国民の盛んな愛犬思想は、わが国が平和愛好の文化国家の一員たり得る資格のあることを示すと同時に、一面未登録の雑犬、駄犬が、恐るべし狂犬病蔓延の根源となつていることを知るべきであります。」これは、化血研の顧問で熊本県獣医師会の創設者、「狂犬病予防法」の「立役者」である原田雪松氏（獣医師）が国会において発言したものである事を国民は知る必要がある。

長年に渡り社会問題化している「殺処分」問題の本質は「狂犬病予防利権複合体」と呼ぶべき者達による、不当な経済利益を目的とした、組織的犯罪行為が原因であると言う外はない。「動物愛護の観念」を弄び、自らの動物虐待行為を煙に巻く、悪質極まりない反社会行為に対し、厳しい法の適用が急務である。